

議 第 19 号

令和7年 3月27日提出

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育政策課」の次に「、教育改革推進課」を加え、「教職員課」を「学務支援課、総合支援課」に改め、同条第3項中「学校施設課、地域教育推進課、学務支援課及び総合支援課」を「学校施設課及び地域教育推進課」に改める。

別表教育総務部の部教育改革推進課の項事務分掌の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部地域教育推進課の項事務分掌の欄第5号中「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同欄第6号中「金峰山少年自然の家」を「金峰山自然の家」に改め、同欄第7号中「熊本市立野外教育施設運営協議会」を「熊本市立金峰山自然の家運営協議会」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（提出理由）

令和7年4月1日付け組織改編等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条

第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（趣旨） 第1条 （略） （組織及び事務分掌） 第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。 2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。 （職制） 第3条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。 2 教育政策課、<u>教育改革推進課</u>、学校施設課、指導課、<u>学務支援課</u>、<u>総合支援課</u>及び健康教育課に副課長を置く。 3 <u>学校施設課及び地域教育推進課</u>に課長補佐を置く。 4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。 5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。 6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、政策監、参事その他必要な職員を置くことができる。 （各職位の基本的職能） 第4条 （1）から（14）まで（略）	（趣旨） 第1条 （略） （組織及び事務分掌） 第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。 2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。 （職制） 第3条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。 2 教育政策課_____、学校施設課、指導課、<u>教職員課</u>及び健康教育課に副課長を置く。 3 <u>学校施設課、地域教育推進課、学務支援課及び総合支援課</u>に課長補佐を置く。 4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。 5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。 6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、政策監、参事その他必要な職員を置くことができる。 （各職位の基本的職能） 第4条 （1）から（14）まで（略）	

附 則 (略)

別表 (第2条関係)

部	課・室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	(略)
	教育改革推進課	(1) 教育委員会及び市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (2) 熊本市部活動改革検討委員会に関すること。 <u>【削る】</u> (3) 熊本市教育行政審議会に関すること。
	学校施設課	(略)
	放課後児童育成課	(略)
	地域教育推進課	(1) 青少年教育に関すること。 (2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 青少年の国内交流及び国際交流に関すること。 (4) 家庭教育に関すること（他課

附 則 (略)

別表 (第2条関係)

部	課・室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	(略)
	教育改革推進課	(1) 教育委員会及び市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (2) 熊本市部活動改革検討委員会に関すること。 (3) <u>天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会に関すること。</u> (4) 熊本市教育行政審議会に関すること。
	学校施設課	(略)
	放課後児童育成課	(略)
	地域教育推進課	(1) 青少年教育に関すること。 (2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 青少年の国内交流及び国際交流に関すること。 (4) 家庭教育に関すること（他課

		の所管に属するものを除く。）。 (5) 学校と地域の連携及び協働 に關すること <u>(他課の所管に属 するものを除く。)</u>。 (6) <u>金峰山 自然</u>の家に関す ること。 (7) <u>熊本市立金峰山自然の家運 営協議会</u>に關すること。
学校教育 部	指導課	(略)
	学務支援課	(略)
	教職員課	(略)
	総合支援課	(略)
	教育相談室 (室)	(略)
	特別支援教 育室 (室)	(略)
	健康教育課	(略)
	人権教育指 導室	(略)
		の所管に属するものを除く。）。 (5) 学校と地域の連携及び協働 に關すること _____。 (6) <u>金峰山少年自然の家</u>に関す ること。 (7) <u>熊本市立野外教育施設 運 営協議会</u>に關すること。
学校教育 部	指導課	(略)
	学務支援課	(略)
	教職員課	(略)
	総合支援課	(略)
	教育相談室 (室)	(略)
	特別支援教 育室 (室)	(略)
	健康教育課	(略)
	人権教育指 導室	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。